

給与支払報告書や償却資産申告書は eLTAX で電子提出を！

～給与支払報告書の提出について～

<提出にあたりご留意いただきたいこと>

○ 法令上の提出期限は令和8年2月2日(月)です。早期提出にご協力をお願いします

1月下旬頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

○ eLTAX で提出する際の市区町村コードは「141003」(横浜市のコード)です

eLTAX を利用して横浜市に給与支払報告書を電子提出する際は、提出先の市区町村コードは「141003」(横浜市のコード)としてください。横浜市では、給与支払報告書は特別徴収センターで一括して収受しています。

○ 納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています

横浜市では、個人住民税(特別徴収分)の納入書は給与支払報告書(総括表)の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています(電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません。)

【お問合せ先】

横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話: 045-671-4471

受付時間: 8時45分～17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)



横浜市 特別徴収

検索

◆eLTAX で給与支払報告書を提出した場合、「特別徴収税額決定(変更)通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」それぞれの受け取り方法を、電子データか書面のいずれかを選択することが可能です。

なお、年度当初に決定した受け取り方法は、原則、年度途中での変更ができません。また、電子データと書面の両方での受け取りはできません。

詳細は横浜市特別徴収センターのウェブサイトにある「特別徴収税額決定(変更)通知書の電子化について」を御確認ください。

◆特別徴収税額通知を電子データで受け取っている場合、地方税共通納税システムで電子納税する手続きがより簡易になります(入力項目が減少し、省力化できます。)

～償却資産申告書(固定資産税)の提出について～

令和8年の提出期限は、令和8年2月2日(月)です！

<重要なお知らせ>

★令和8年1月から償却資産申告書の様式が変わります！

これまでの複写式(提出用・控用の2枚)から単票(提出用)のみの形式へと変更されます。控用が必要な場合は、あらかじめ提出用をコピーするなどして控用をご準備ください。郵送でのご申告の場合は、ご準備いただいた控用と切手を貼った返信用封筒を同封していただくことで、返送対応いたします。

※控用のご準備や切手を貼った返信用封筒が無い場合は、こちらで複写・返送の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。

【お問合せ先】横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)

〒231-8343

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階

電話: 045-671-4384 Fax: 045-663-9347

受付時間: 8時45分～17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

※区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。



横浜市 償却資産センター

検索

eLTAX を使用し、自宅や職場から全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます。

納付方法: インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM

横浜市の対象税目: 個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、個人市民税・県民税(退職所得)、法人市民税、事業所税

※地方税お支払サイトでは、個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)が納付できます。

エルタックス

検索

初めての「家族葬」 失敗しないか心配!



あなたは青色申告会の福利厚生を利用していますか？

実は、葬儀の支援サービスもあるんです。

葬儀についてわからないこと、まずは青色申告会に聞いてみましょう。

鶴見青色申告会
福利厚生制度「葬儀支援サービス」

運営
会社

くらしの友グループ
全国儀式サービス
(TEL 03-3739-0755)

葬儀についてわからないこと、 全国儀式サービスに なんでもご相談ください。 福利厚生なのでとっても安心です！

日常生活でわからないこと、困りごと、私達はすぐにネットに頼ってしまいます。最近そこにつけ込んだ詐欺がとて増えています。葬儀についても同じです。突然の葬儀。葬儀社はどこに頼む？費用は高いの？安いの？慌ててしまい、冷静な判断ができないもの。でも、青色申告会が薦める葬儀のサービスだったらどうですか？青色申告会の福利厚生なら安心ですよ。『葬儀支援サービス』は、葬儀のことはもちろん、終活に関して何でも気軽に相談できます。まずはお電話ください。事前相談も無料で承ります。



まずは全国儀式サービスの**LINE友だち登録**をお勧めします。万が一の時、すぐに連絡をとることができ、各種無料のセミナー情報を受け取れます。

※葬儀社に直接連絡された場合や葬儀が終わった後では制度のご利用ができません。



**LINEの
友だち登録はこちら。**

全国儀式サービス公式キャラクター「しろ」

葬儀支援サービス



ホームページ

首都圏平均 **50万円相当の葬儀基本セットを24万円**でご提供。
(税込26.4万円)

家族葬・一日葬など様々な形式に対応可能。

基本
セット



- 祭壇 ■お棺 ■ご遺影 ■お位牌 [白木] ■寝台車 [車庫～10kmまで] ■枕飾り
- お清めセット ■ご焼香用品 ■会葬礼状[100枚] ■ご遺体保存用品[ドライアイス1回分]
- 見積り係員派遣 ■式場内・外装飾用品 ■儀式係員派遣 ■諸官庁手続き ■看板

※首都圏での葬儀の際、共通で必要となる標準的な品目です。

※画像は全てイメージです

※参列者数、地域によって変動する品目(式場使用料、飲食接待費、返礼品、火葬料)、お布施などの寺院関係費等は、葬儀を行う際には別途費用がかかります。

会員本人はもちろん、ご家族の方にもご利用いただけます。

対象者(ご葬儀の対象となる故人様)	ご利用料金
基本セット ご利用料金 首都圏平均 50万円相当	● 会員本人 および 従業員 ● 会員本人 および 従業員の配偶者・子女 ● 会員本人、従業員 および 配偶者の両親・祖父母 ● (※) (会員本人、従業員 又は 配偶者)の兄弟姉妹、おじおば、甥姪、孫、いとこ
	24万円 [税込26.4万円]

くらしの友互助会会員の方は、葬儀費用総額から5万円を差し引きます。((※)の対象者は適用外となります)

くらしの友互助会加入者の施行については、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。その場合、供花サービスのご提供はございません。(互助会と一緒に利用した場合のみ)

「葬儀支援サービス」をご利用されますと
「鶴見青色申告会」の名札で生花または花環が一基提供されます。

日本全国をカバー。離れて暮らすご家族の方にもご利用いただけます。



葬儀社に直接連絡された場合や葬儀が終わった後では制度のご利用ができません。
ご利用の際は、必ず葬儀社に連絡する前にコールセンターにご連絡ください。ご連絡はLINE登録が便利。
(登録は左ページの二次元コードから)

全国対応 「葬儀」のご相談 窓口はこちら! 全国儀式サービス コールセンター ヨニイークミ **0120-421-493** 相談無料 24時間365日対応

※ご利用になる場合、「団体コード 10821」とお伝えください。

ホームページでは「提携の葬儀社・斎場」や動画「3分でわかる葬儀支援サービス」などがご覧になれます。

全国儀式サービス ユーザー名 gishiki パスワード turumi_aoiro

※ご利用料金の確認は、ユーザー名・パスワードが必要です。

全国対応

明確な費用、遺品は できる限り再利用



家族のための 生前整理・遺品整理



思い出の品・貴重品
仕分けします



家財道具
リサイクル買取
※買取のみは承っておりません



家電・衣類・消耗品
きれいにして寄付します



捨てにくい仏壇・神棚・
人形ご供養依頼します



処分品撤去後、簡易清掃でお引き渡しします

全国儀式サービスお客様特典

- QUOカード3,000円分進呈
(作業後に届くアンケートにお答えいただいた方全員)
- オゾンによる消臭・脱臭サービス(全撤去時のみ)

NHK「プロフェッショナル」に取り上げられた遺品整理専門会社
メモリーズの横尾をリーダーに、全国儀式サービスが、本当に信頼
のおける遺品整理専門の会社を厳選し全国ネットワークを構築。

詳しくはこちら



全国対応

相続手続きの様々な「？」を 解決いたします！



家族のための 相続手続き

- 相続手続きの費用は？税金は？
期限は？
- 原戸籍や除籍謄本って
どうやって取得するの？
- 権利書の書き換えはどうすれば？
- 専門家に任せるべき手続は？
- 預貯金の払い戻しはどうすれば？
- 相続放棄(借入が多い場合)は
どうすれば？

土曜・日曜も可能。ご都合の良い場所・日時でご相談承ります。事前にご予約ください。

全国儀式サービスお客様特典

- 相続手続きについての相談が無料
- 有資格者によるご自宅への初回無料訪問サービス
(土日祝も対応)※一部地域を除く

詳しくはこちら



エヌ・シー・ピー
[提携会社] **NCP** 相続センター

全国儀式サービスは、相続専門集団「NCP」と業務委託契約しています。

全国
対応

「遺品整理」「相続」の
ご相談窓口はこちら！

全国儀式サービス コールセンター



0120-204-122

相談無料
24時間365日対応

お電話1本で信頼の専門会社をご紹介

青色申告会  パナソニック ホームズ パナソニック ホームズグループは青色申告会さまと提携しています

不動産のお困りごと解決しませんか？

無料・予約制

個別相談会

新築・建替え

リフォーム・修繕

不動産管理・売却

ご好評につき、今年も開催！パナソニック ホームズグループによる無料個別相談会のご案内です！
ご自宅やご所有不動産など不動産に関するご相談・お困り事に、豊富な知識でお答えします。

日付

10月16日(木)・11月18日(火)
12月11日(木)

時間

14時～15時 または 15時～16時



場所

鶴見青色申告会

予約方法

裏面記載

こんなご相談・お困り事のある方は、ぜひご予約ください!!

新築・建替え

- ☒ 地震・台風など災害に強い建物に建替えを検討している
- ☒ 相続対策として、賃貸住宅・二世帯住宅など建築を検討している
- ☒ 実家が空き家で心配、土地活用方法を検討中

リフォーム・修繕

- ☒ そろそろ外部修繕の時期、信頼できる業者に相談したい
- ☒ 光熱費が高騰..災害対策もふまえて、太陽光発電や蓄電池を検討中
- ☒ 耐震性能が不安..耐震補強の提案をしてほしい

不動産管理・売却

- ☒ 管理手数料の負担を抑えたい
- ☒ 空室が心配..今から一括借上(空室保証有)してほしい
- ☒ 働きながらの賃貸管理は大変、安心の大手に任せたい
- ☒ 売却仲介手数料の負担を少しでも抑えたい

ご相談・個別相談会のご予約方法は下記2通り!

鶴見青色申告会事務局に電話またはFAX

電話の場合.. **045-521-1145**

FAXの場合.. **045-502-0063**

↓下記ご記入の上、送信お願いします↓

パナソニック ホームズに電話またはWEB予約

電話の場合.. **0120-8746-75**

※所属の青色申告会名をお知らせください。

WEBの場合.. **個別相談会
専用予約サイト**



ふりがな お名前	様			電話番号	-	-
ご住所						
相談希望 日時	☐ 10/16(木) ☐ 11/18(火) ☐ 12/11(木)		場所	☐ 申告会事務局 ☐ パナソニックホームズ展示場 ☐ ご自宅・不動産現地		
相談内容	☐ 新築・建替え ☐ リフォーム・修繕 ☐ 不動産管理 ☐ 不動産売却 簡単に内容ご記入下さい:					

個人情報について:ご記入いただいた個人情報は、パナソニック ホームズグループと青色申告会の提携事業に関するご連絡・ご案内のために利用させていただきますので、ご了承願います。

特別限定特典をご用意しています!!

新築・建替え

- ☒ 建物本体価格 **5%割引**
- ☒ 賃貸住宅の一括借り上げ
料率 2%アップ
- ☒ パナソニック家電
50万円相当プレゼント

など

リフォーム・修繕

- ☒ 見積金額(税別) **5%割引**
- ☒ 木造住宅の
無料耐震診断
(※昭和56年以前に建築された木造住宅のみ)
- ☒ 無料 **設計提案**

など

不動産管理・売却

- ☒ 建築メーカー・築年数を問わず
一般管理手数料 3.5%
(※新耐震基準を満たしている事が条件)
- ☒ 建築メーカー・築年数を問わず
90% で一括借り上げ
(※新耐震基準を満たしている事が条件)
- ☒ 売買仲介手数料 **0.5%割引**
(売買金額×3%+6万円→2.5%+6万円 消費税別)

など



専用ホームページで
特典動画もチェック!

あなたの誇りを建てる。

Panasonic Homes

パナソニック ホームズ株式会社

横浜市鶴見区下末吉2-1-1 (つるみ住宅公園内No.1)

営業時間:10:00~17:00 定休日:火・水

※定休日にご来場希望の際は、事前にご予約ください
※お問合せの際、所属の青色申告会名をお伝えください

神奈川支社 鶴見営業所

☎ **0120-8746-75**

パナソニック ホームズは
建築現場の職人さんの
優秀な技術を求めています



定額減税給付のお知らせ等が届かなかった方へ

定額減税不足額が発生すると見込まれるにもかかわらず、お知らせ等が届かない場合があると判明しました。

お知らせ等が届かなかった方は、コールセンターへお問い合わせいただき、ご自身が給付対象かどうかをご確認ください。

申請期限 令和7年 10月31日(金)

※郵送の場合は必着

コールセンター

横浜市定額減税補足給付金(不足額給付)コールセンター

TEL:0120-045-320 FAX:0120-303-464

受付時間:9時～19時(土日祝を除く)

各市区町村申請サポート窓口

各市区町村等に申請書の記入などをサポートする窓口を開設されていますので、お住まい管轄する市区町村等にお問い合わせください。
※鶴見区は区役所6階 10号会議室で行っています。